

○財務省告示第三百九十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十一年十一月九日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十二月四日
 財務大臣 藤井 裕久

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行
利付国庫債券（十年）（第三百四回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	募集取扱機関による募集の取扱	額面金額で九十二億八千三百二十万円	九十億五千五百六十八千九百六十円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成二十一年十一月九日	額面金額百円につき百円七十八

十一
十二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年一・三パーセント
額に各募集取扱機関は、払込金
額に加え、次の算式により算
出した金額を第十八号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3}{100} \times \frac{50}{365}$$

(二) 発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収さ
れるものとして振替口座簿
中の口座に記載又は記録さ
れるものについては、前記(一)
の算式により算出した金額
から当該金額に百分の二十
を乗じた金額(ただし、当該
国債を発行時において取得
する者が非居住者又は外国
法人である場合には、前記(一)
の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法
人が適用を受けられる所得
税率を乗じた金額)を控除す
ることができる。

十三
初期利子

平成二十二年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ)。

